



ユーラシア研究所レポート No.6

2012 年 4 月 8 日

TPP 交渉と日 EU 間経済連携協定

庄司 克宏、関根 豪政

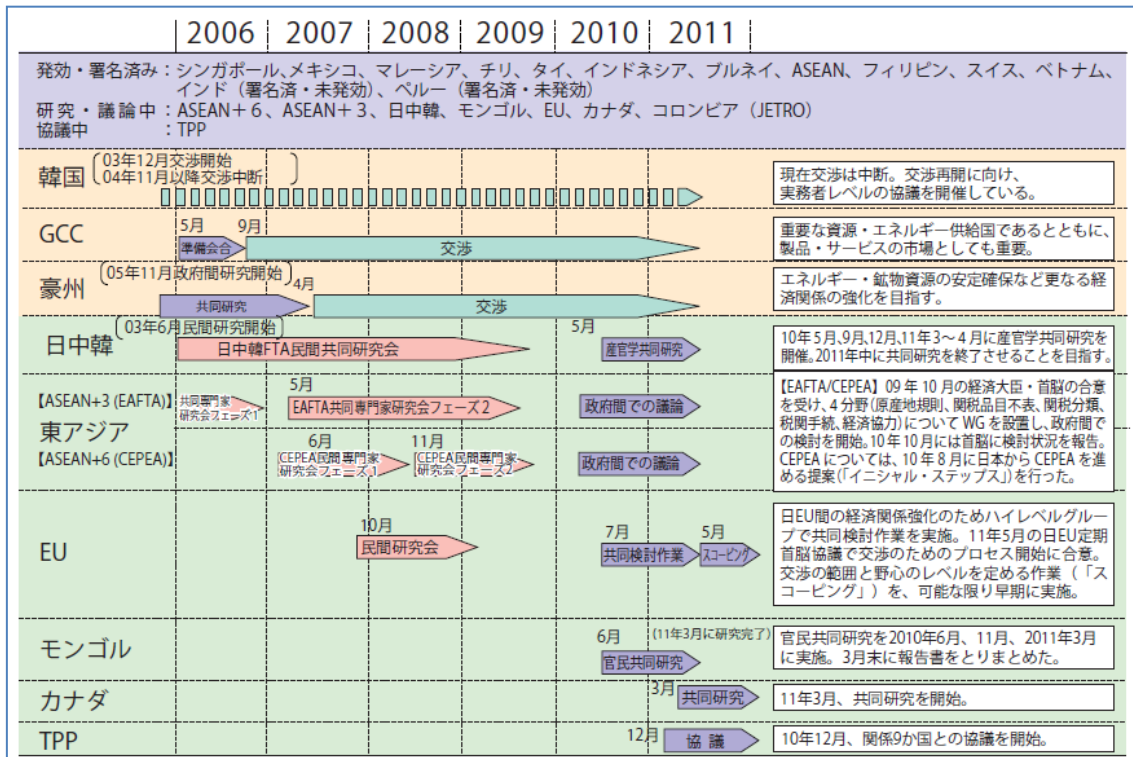
概要

2011 年 11 月に野田首相が TPP の交渉参加に向けた協議の開始を表明したことにより、TPP に対する注目が高まっている。しかし、同時並行的に進められている日 EU 間経済連携協定（日 EU 間 EPA）も日本の貿易（経済）政策において重要な協定であることは疑いようがない。本稿では、両協定の比較を通じて日 EU 間 EPA の課題を明らかにしたい。

1. 日 EU 間 EPA と TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の並行的展開

まずは、図 1 を参照いただきたい。これは、日本の FTA/EPA（自由貿易協定／経済連携協定）の取り組み状況を示したものである。

図1 日本の FTA/EPA の取組状況



出所：通商白書 2011、253 頁

この図からも分かるように、日 EU 間 EPA と TPP は、日本にとってはほぼ同時期に交渉の俎上（そじょう）に載せられた協定であり、同世代（第 2 世代、渡邊頼純氏「TPP 参加という決断」、111 ページ参照）の協定である。しかし実際には、両者の進捗には大きな違いがある。その大きな理由は、日 EU 間 EPA がゼロからのスタートに近いのに対して、TPP においてはすでに「P4」と呼ばれる協定が存在しており、また、日本の協議開始表明以前から交渉が進められている点にある（表1参照）。P4 とは、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの 4 か国間の自由貿易協定であり、TPP はこれらの枠組みに他の 国々が参加する形で展開してきている。

また、日 EU 間 EPA はゼロからのスタートに近い上に、なかなか議論が具体化していない状況にある。2012 年 1 月現在で、交渉の範囲と程度を決める「スコーピング」の作業中にある。加えて、今後も同協定の交渉がスムーズにいくかは予断を許さない。その要因は種々考えられるが、障壁の一つは、日本が EU（欧州連

表1 日 EU 間 EPA 及び TPP の動向

	日 EU 間 EPA	TPP
2005 年 6 月		P4 の署名 (2006 年 5 月発効)
2007 年 6 月	経団連・第一次提言書	
2008 年 9 月		アメリカが参加表明 (2009 年 11 月にオバマ大統領正式表明)
2008 年 11 月		オーストラリア、ペルー、ベトナムが参加表明
2009 年 4 月	経団連・第二次提言書	
2009 年 5 月	日 EU 定期首脳会議 (EPA 交渉を促進する旨を提示)	
2010 年 3 月		8 カ国による交渉が開始 (以降、2012 年 1 月までで計 10 回の会合が完了)
2010 年 4 月	共同検討作業の開始宣言 (7 月開始)	
2010 年 10 月		マレーシアが参加 (P9) 、 菅首相 (当時) が参加の意向を表明
2011 年 5 月	日 EU 定期首脳協議 (スコーピング開始の合意)	
2011 年 11 月		「TPP の輪郭」発表、 野田首相が交渉参加に向けた関係国との協議の開始を表明

出所：関根豪政作成

合) に対して関税の引き下げを要求しているのに対し、EU は日本に非関税障壁の削減を要求している点にある。両者の要望が異なっている (非対称的なゲーム) ために相互利益の均衡が見えづらく、交渉が難航する可能性がある。とはいえ、ファンロンパイ EU 大統領およびバローゾ委員長は 2011 年 5 月の日 EU 定期首脳協議以降、日 EU 間 EPA 交渉の重要性を強調する見解を示しており、協定の締結

に向けた機運が高まってきているのは事実である。

2. 日 EU 間 EPA の位置付けの不透明さ

日本の観点から日 EU 間 EPA と TPP を考える場合、課題として、両者が連動していない点が指摘できる。例えば、韓国はアメリカ、EU、インドなどと立て続けに FTA の締結を図ってきたが、この根底にあるのは「大陸別橋頭堡（ほ）」戦略と「同時多発的推進」戦略である（詳しくは奥田聡氏「韓国の FTA－10 年の歩みと第三国への影響－」56 ページ以下参照）。韓国はこの両戦略を基礎に、アメリカと EU とでほぼ並行的に交渉を行ったところ、アメリカとの FTA に焦燥した EU が積極的な姿勢を見せたと指摘されている（奥田聡氏「韓国の FTA－10 年の歩みと第三国への影響－」149 ページ参照）。

日本も、TPP と日 EU 間 EPA とが同時並行的に展開しているが、両者の展開の根底にあるビジョンは明らかではない。また、日 EU 間 EPA についても、全体的な視点からの位置付けは不透明である。TPP がアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の礎となることを目指しており、日本がその実現へのリーダーシップを発揮すべき旨が示されているのと対照的である（閣議決定「包括的経済連携に関する基本方針」（2010 年）参照）。

もっとも、EU 側の対日 FTA の戦略も不透明である。EU も、対アジアの貿易政策としては ASEAN（東南アジア諸国連合）や韓国を優先してきており（例：European Commission（2006）参照）、日本に関しては最近まで慎重であった。日本が TPP との重要な窓口となり得ることも踏まえると、EU にとっても大局的な見地から貿易政策を再考する段階にあるといえよう。

3. 21 世紀型 FTA としての TPP

TPP の特徴としては、次の二つの点が挙げられる。第一は、参加国の拡大の可能性である。もともと、TPP が基礎とする P4 は、後に初期加盟国以外の国が協定に加盟することを認めるオープン・アクセション条項（第 20.6 条）と呼ばれる条項を設けていた。つまり、単なる二国間・複数国間の協定ではなく、より発展的で広域的な協定を志向していたのである。アメリカなどの経済大国が参加

したことにより、TPP はその狙い通りの広域的自由貿易協定へと展開しつつある。

第二は、参加の拡大を図りつつ、質の高い自由化を目指している点である。これは、自由化率（関税撤廃率）の高さに加え、広範なルールの設定をもくろんでいることも指摘できる。これらの面から、TPP は「21 世紀型」の FTA を掲げている（Outlines of the Trans-Pacific Partnership Agreement（2011）参照）。

4. 日 EU 間 EPA はどのような協定とすべきか

21 世紀型の協定を目指す TPP に対して、日 EU 間 EPA は何らかの発展性を含むものであろうか。あるいは、質の高い FTA の実現は可能であろうか。それとも従来型の FTA にとどまるのであろうか。

この点については、日 EU 間 EPA が従来型の貿易協定を超えた先進的な協定となることが期待される。日本と EU は、貿易上の問題にとどまらず、広く多くの価値（民主主義、法の支配、人権など）を共有する。そのため、両者の間にはより広範で親密な協力体制（ノーマティブ・パートナーシップ）を構築する素地があるといえる（具体的な協定モデルの検討については、庄司克宏氏「日 EU 間 FTA と相互承認原則－トランス・タスマン・モデルの可能性「貿易と関税」58 巻 10 号 26 ページ以下を参照）。日 EU 間 FTA は「経済統合協定（EIA）」とも称されており、それは同協定への期待を表しているといえよう。日本が EU との間でどのような協定を実現できるかは、TPP を含めた FTA の全体的な視点からも注目される。

参考文献：

奥田聡（2010）『韓国の FTA－10 年の歩みと第三国への影響』（アジア経済研究所）

経済産業省（2011）『通商白書 2011』

http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2011/2011honbun_p/index.html

ジェトロセンサー2011 年 10 月号「臨時報告 EU・韓国 FTA の衝撃」収録各文献

庄司克宏（2010）「日 EU 間 FTA と相互承認原則－トランス・タスマン・モデルの可能性－」『貿易と関税』58 巻 10 号 26 頁以下

中川淳司（2010-2011）「TPP で日本はどう変わるか？」『貿易と関税』59 巻 7 号以下

渡邊頼純 (2011) 『TPP 参加という決断』 (ウェッジ)

European Commission (2006) “Global Europe: Competing in the World”

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc_130376.pdf

European Commission (2010) “Trade, Growth and World Affairs: Trade Policy as a Core Component of the EU’s 2020 Strategy”, COM(2010)612

M. K. Lewis (2010) “TPP & Selected Aspects of the P4 Exchange”, The Trans-Pacific Partnership Digest, http://tppdigest.org/index.php?view=article&catid=42%3Athe-discussion-papers&id=99%3Atp-and-p4-legal-texts&format=pdf&option=com_content&Itemid=55

Remarks by Herman Van Rompuy, President of the European Council following the EU-Japan Summit (2011)

Remarks following the EU-Japan Summit, Jose Manuel Durao Barroso President of the European Commission (2011)

[執筆者] (庄司 克宏 (慶應義塾大学大学院教授)、関根 豪政 (慶應義塾大学大学院助教、立正大学非常勤講師))

(※このレポートは、三菱東京 UFJ 銀行グループが海外の日系企業の駐在員向けに発信しているウェブサイト MUFG BizBuddy に 2012 年 2 月 8 日付で掲載されたものです。)